

生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業業務委託 企画提案競技実施要領

1 目的

生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業業務委託の受託候補者を選定するために、必要な事項を定めるものである。

2 委託内容

生活困窮世帯の子どもの学習・生活支援事業業務委託仕様書による。

3 契約上限額

4, 240, 000円（消費税及び地方消費税額含む。）

※本件企画提案競技は、宮崎県の令和6年度当初予算が議決となり、令和6年4月1日以降で予算の執行が可能となったときに効力が生じる。

※事業実施に係る費用のほか、情報収集にかかる費用、打合せ費用、広告や文書発送等すべての経費を含む。

4 対象経費

本業務の対象経費は、次のとおりとする

給料、職員手当等、共済費、報償費、報酬、賃金、旅費、需用費（消耗品費、燃料費、印刷製本費、光熱水費、修繕料）、会議費、役務費（通信運搬費、手数料、保険料）、委託料、使用料及び賃借料、備品購入費（単価30万円以上の備品を除く。）、負担金

5 業務の処理

- (1) 受託者は、業務の内容及び範囲について、宮崎県（以下「県」という。）（発注者）及び事業実施町村の関係機関と十分打ち合わせを行い業務の目的を達成すること。
- (2) 受託者は、打ち合わせの内容を記録し、随時、県へ提出すること。
- (3) 受託者は、業務の進捗状況に関して、随時、県へ報告し、その内容について、承認又は指示を受けること。

6 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

7 参加資格要件

宮崎県内に本店、支店、営業所又はこれらに類する事業拠点を有する法人であって、次の要件を全て満たすものとする。

- (1) 生活困窮者自立支援法施行規則（平成27年厚生労働省令第16号）第9条の規定に該当する者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 企画提案書等の提出時点において県から指名停止の措置を受けていないこと。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 県税（地方消費税を除く。）に未納がないこと。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと、又は、暴力団若しくは暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいい、暴力団の構成団体構成員を含む。）の統制下にある法人でないこと。

8 企画提案競技実施の公示方法

県庁ホームページにより公示

9 スケジュール

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 実施公告 | 令和6年2月19日（月） |
| (2) 質問票受付期限 | 令和6年3月1日（金） |
| (3) 参加申込書受付期限 | 令和6年3月6日（水） |
| (4) 企画提案書等提出期限 | 令和6年3月13日（水） |
| (5) 書面審査 | 令和6年3月15～18日 |
| (6) 審査結果通知 | 令和6年3月下旬予定 |

10 企画提案競技の方法

- (1) 企画提案競技への参加申込
 - ア 提出期限：令和6年3月6日（水）午後5時（必着）
 - イ 提出先：本要領「12 問合せ及び書類提出先」宛
 - ウ 提出方法：企画提案競技参加申込書（別紙1）に必要事項を記入の上、FAX又は電子メールで提出すること。

- (2) 質問票の提出
 - ア 提出期限：令和6年3月1日（金）午後5時（必着）
 - イ 提出先：本要領「12 問合せ及び書類提出先」宛
 - ウ 提出方法：質問票に必要事項を記入の上、FAX又は電子メールで提出すること。
 - エ 回答：回答は、原則として質問受付日から3日以内（土日・祝日は除く。）に質問者へ電子メールで送付する。また、必要があれば、参加申込者全員に電子メールで送付することとする。

- (3) 企画書等の提出
 - ア 提出書類及び部数
 - ① 企画提案書：5部（正本1部、副本4部）
様式は任意であるが、A4版とし、別添の仕様書及び審査基準書に従って作成すること。なお、提案は、1者1案とする。

- ② 企画提案競技参加団体の概要：1部
下記の内容を記載し、A4版にまとめること。
 - (ア) 参加者の基本情報（名称、所在地、代表者名）
 - (イ) 担当者（職氏名、連絡先（電話、FAX、電子メール））
- ③ 誓約書（別紙3）：1部
- ④ 経費積算書（別紙4）：1部
- ⑤ 定款又はこれに代わるものの写し：1部
- ⑥ 法人の登記事項証明書（3か月以内に発行されたもの）：原本1部
- ⑦ 県税の納税証明書（過去1年分の未納がないことの証明書）：原本1部
- ⑧ その他（任意）：各1部
 - (ア) 法人概要や事業の実施に関して参考となる資料：1部
 - (イ) 類似業務の履行実績（直近2年以内）：1部

イ 提出期限：令和6年3月13日（水）午後5時（必着）

ウ 提出先：本要領「12 問合せ及び書類提出先」宛

エ 提出方法：持参又は郵送（郵送の場合は、書留郵便又はそれと同等の手段により提出すること。）

（4）審査項目

以下の項目について評価を行う。

- ①業務実施方針
- ②企画・運営力
- ③業務遂行能力
- ④スケジュール
- ⑤事務処理方針
- ⑥事業経費

（5）選定方法

複数の審査委員において、提案内容を総合的に審査し、最も優れた企画を提案した1者を受託候補者として選定する。

なお、参加者が1者の場合、審査の結果総合計点240点以上（60点×4名）であれば、委託業者として決定する。

（6）審査結果の通知

令和6年3月下旬に受託者を決定し、通知する。

（7）契約の締結等

ア 上記（5）の審査により選定された最も優れた提案を行った提案者と随意契約を行う。

イ 契約については、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定（性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき）により、予算の範囲内で随意契約を行うものとする。

ウ 契約保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則第2号）第101条の規定による。

(8) 提案の効力

次のいずれかに該当するときは、その者の提案は無効とする。

- ア 提案に参加する資格のない者が提案したとき
- イ 所定の期限及び場所に提案書を提出しないとき
- ウ 同一人が2案以上の提案をしたとき
- エ 提案に関してその他不正の行為があったとき
- オ 見積書の金額、氏名、印影、又は重要な文字の誤脱した、又は不明な提案をしたとき
- カ その他、指示した事項及び企画提案競技に関する条件に違反したとき

(9) 著作権

- ア 今回作成する著作物の一切の著作権については、県に帰属するものとし、県で別途発注する印刷物等（他業者が作成する場合を含む。）において使用できるものとする。
- イ 企画提案書の著作権は、提案者に帰属する。

(10) その他

- ア 提出された企画提案書等は返却しない。なお、県は提出された書類について、本企画提案競技以外の目的で提案者に無断で使用しない。
- イ 企画提案に要する一切の経費は、提案者の負担とする。
- ウ 著作権法等の法令を遵守することとし、企画提案書の記載が、法令に基づいて保護されている第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負うこととする。
- エ 選定結果の異議申立ては認められない。

11 契約結果の公表

契約締結後、速やかに、次の事項について発注機関において閲覧に供するものとする。

- (1) 契約案件名
- (2) 契約の相手となった者の名称
- (3) 得点（満点）
- (4) 参加者数

12 問合せ及び書類提出先

〒880-8501 宮崎県宮崎市橘通東2丁目10-1
宮崎県福祉保健部 福祉保健課 保護担当 染矢
電 話 0985-26-7075
F A X 0985-26-7326
電 子 メ ー ル fukushihoken@pref.miyazaki.lg.jp